

企画競争実施の公示

令和4年2月8日

近畿地方整備局福井河川国道事務所長

宮本 久仁彦



次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名 九頭竜川流域防災センター情報支援業務

(2) 業務内容

本業務は河川法第99条に基づき、河川協力団体、一般財団法人又は一般社団法人への委託である。業務内容は、九頭竜川流域の治水・利水・環境に関する情報を発信するため、九頭竜川流域防災センター及び鳴鹿大堰に訪れる一般の方へ、模型等の資料を活用した情報提供を行う。

また、九頭竜川流域住民への減災対策の取り組み、環境学習、愛護活動、水辺の賑わいづくりの広報を行う。

(3) 履行期限 令和5年3月31日

(4) 履行場所 福井県吉田郡永平寺町法寺岡地先

2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4年4月1日時点において、令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省統一資格）の「役務の提供等」の近畿地域又は東海・北陸地域の競争参加資格の認定を受けていること。

(3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(4) 河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。なお、一般社団法人、一般財団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

(5) 業務実績に関する要件

企画提案書を提出する者は、下記に示される「活動実績及び活動実施体制」について有するものであること。

・活動実績

企画提案書を提出する者は、平成29年度以降公示日までの過去5年間の各年におい

て、河川防災情報普及又は河川環境啓発に関する継続的な実績を有していること。

(令和3年度完了予定も対象に含み、再委託による業務の実績は含まない)

(過去5年間の各年度に1件以上の実績)

・活動実施体制：業務の実施に必要な体制の確保

(6) 福井河川国道事務所長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。

(7) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和2年3月31日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「令和2年3月31日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。

(8) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒918-8015 福井県福井市花堂南2-14-7

近畿地方整備局 福井河川国道事務所 経理課 契約第一係

電話0776-35-2664 FAX0776-35-2955

E-mail kkr-ekimu-70@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和4年2月8日から令和4年2月22日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9時00分から16時00分まで（電子メールによる、説明書交付申請書（別紙）の提出期限は交付期間最終日の16時00分まで）。

場所：上記(1)と同じ。

方法：電子メールにて交付を行う。

電子メールに説明書交付申請書（別紙）を添付し提出すること（着信を確認すること）。

また、電子メールの件名に「調達案件の名称」を記載すること。

上記の方法によりがたい場合は、書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は上記(1)に問い合わせること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：令和4年2月22日 正午

場所：上記（1）と同じ。

方法：電子メールに企画提案書を添付し提出すること（電子メールの場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること、着信を確認すること）。

また、電子メールの件名に「調達案件の名称」を記載すること。

上記の方法によりがたい場合、特定又は非特定通知の返信用封筒を、宛先を明記の上、簡易書 留料金分を加えた所定の料金の切手を貼って、企画提案書と併せて持参、郵送（書留郵便に限る）又は信書便により提出すること。

- (4) 企画提案に関するヒアリングの有無 無

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間にについて、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とし、本予算成立後に全額の契約とする。予算成立の事情により、本業務の入札日を変更する場合や、取り止める場合がある。
- (9) その他の詳細は説明書による。

別紙

説明書交付申請書（兼：受領書）

近畿地方整備局

福井河川国道事務所長 宮本 久仁彦 宛

下記件名の説明書を交付願います。

※資料の交付を申請する場合は、本紙を<kkr-ekimu-70@mlit.go.jp>までメールで
送付してください。

件 名：

会 社 名：

担当者氏名：

電 話 番 号：

メーラアドレス：

※メールにて交付資料を受領されたら、

「その旨メールをご返信いただくか」または

「本紙に受領年月日を記入のうえメールでご返信ください」

受領年月日 令和 年 月 日